

3000㎡以上の土地を形質変更する際の手続きについて

1. 土地の形質変更をしようとする者は法律と条例の両方の手続きが必要になります

《法律》

土壤汚染対策法第4条第1項に基づき当該土地の改変に着手する日の30日前までに当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日等を市長に届け出る必要があります。(様式第6)

《条例》

さいたま市生活環境の保全に関する条例第80条第1項に基づき当該土地の改変に着手する前に形質変更をしようとする土地における過去の状況として次の事項を調査し、市長に報告する必要があります。(様式第33号)

- ① 特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所の設置状況等に関する土地利用履歴
- ② 特定有害物質又はこれに該当する物質の取扱いの状況

2. 土壤汚染(の恐れ)が判明した場合

土壤汚染対策法第4条第3項に基づく土壤調査命令の対象になります。

- ① 市の保有情報と条例の届出内容から調査命令の対象になるかを市が判断します。
- ② 調査命令は土地所有者に対して行いますので、事前に土地所有者と協議(調査に要す時間、費用等について)しておくことをお勧めします。

※土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出に土壤調査結果を添付し、報告した場合は土壤調査命令の対象にはなりません(土壤汚染対策法第4条2項)

3. 調査命令を受けた後の手続き

土壤汚染対策法第3条第1項で定める方法により、土壤の調査を実施することになります。なお、条例の届出により調査済みの場合、その資料を活用することができる場合もあります。

調査の結果、土壤汚染が確認された場合、土壤汚染対策法に基づいて(これ以降は条例の手続きは不要となります)当該土地を管理及び措置を実施していただくことになります。

【相談窓口】

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課 水質土壤係 (市役所本庁舎7階)

住所:さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話:048-829-1331

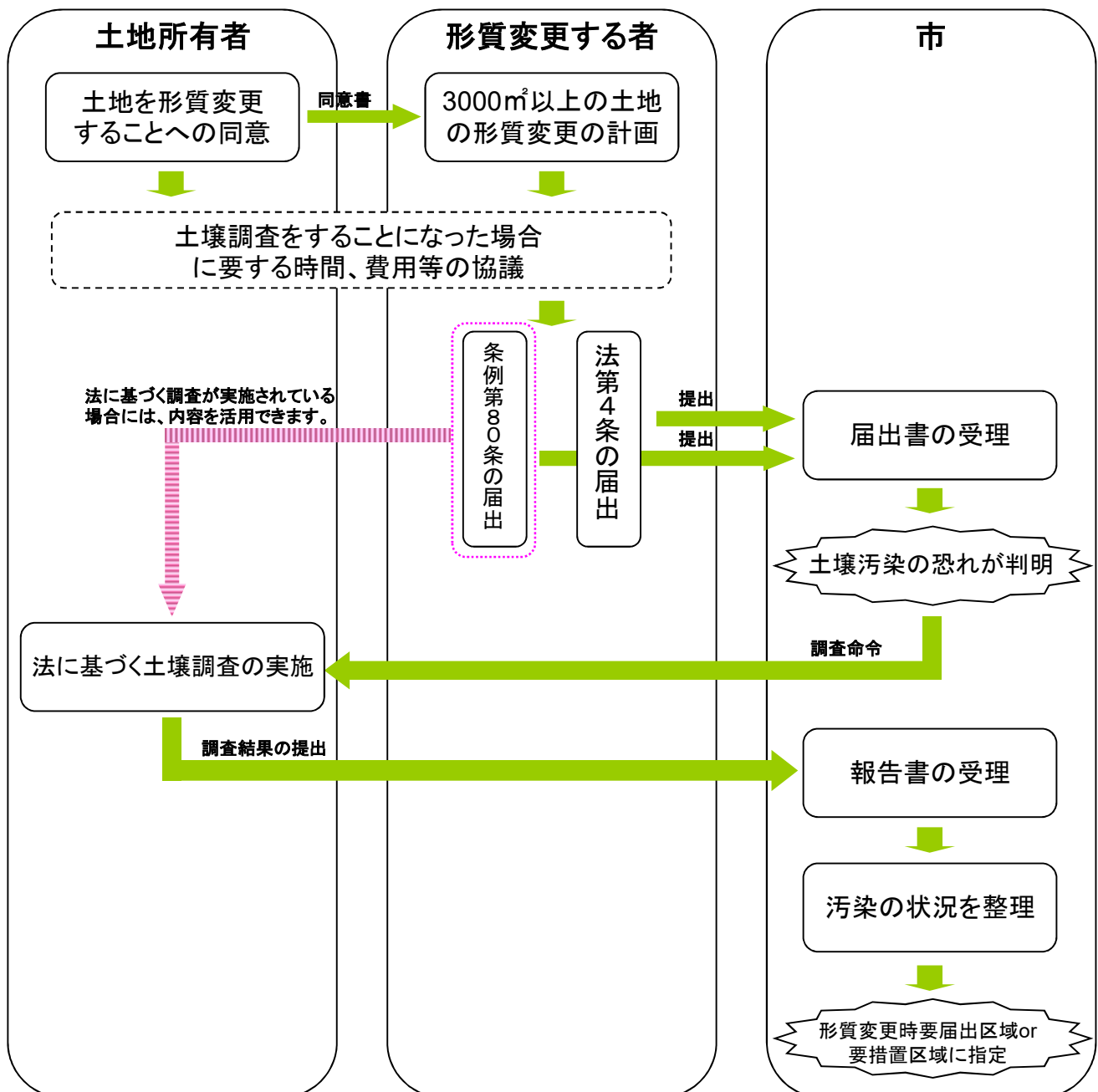
FAX:048-829-1991

3000㎡以上の土地を形質変更する際の手続きの流れ

〔汚染の恐れが判明～形質変更時要届出区域or要措置区域に指定されるまでの一般的なフロー〕

法：土壤汚染対策法

条例：さいたま市生活環境の保全に関する条例



《要措置区域に指定された場合》

土地所有者は市から指示された措置を実施することになります。

《形質変更時要届出区域に指定された場合》

形質変更をする者は形質変更前に、その方法等を市に届け出る必要があります。